

## 川越地区消防組合電子納品運用ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、組合が発注する建設工事の完成図書及び業務委託の成果品を電子データで納品することで、業務の効率化、省資源化・省スペース化、を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 電子納品とは、建設工事の完成図書及び業務委託の各業務段階の最終成果を電子データとして納品することをいう。

### (適用)

第3条 電子納品の仕様については、原則として、国土交通省の各電子納品要領、各基準及び各電子納品等運用ガイドラインに基づくものとする。

### (対象建設工事等)

第4条 適用する対象は、川越地区消防組合が発注する工事及び業務委託のうち、特記仕様書で電子納品の対象と定めたものとする。

### (成果品)

第5条 成果品は、電子データを格納した外部記録媒体（書き込みが1度しかできないもの。）（正1、副1）とする。

2 担当課は、管理方法を定め、前項の成果品を適切に保管するものとする。

### (その他)

第6条 このガイドラインの施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

1 このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。

2 このガイドラインの施行の日前に締結した請負契約に係る工事の電子納品については、受発注者協議によりこのガイドラインを適用することができる。